



第二に、内閣総理大臣は、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者雇用機会の創出に関する基本指針を定めることとしております。また、地方公共団体は、大学及び事業者等と共同して地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織した上で、当該基本指針に基づき、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができます。さらに、国は、認定を受けた計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるために交付金を付することができるとしております。

第三に、大学の学部の学生が既に相当程度集中し、他の地域における若者の著しい減少を緩和するために学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域を特定地域とし、大学の設置者等は特定地域内学部収容定員を増加させ得ることとするとともに、その例外事項等を定めております。

第四に、国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出等に努めることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしておりります。

次に、地域再生法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の地方創生をめぐる現状は、二〇一六年には年間出生数が統計開始以来初めて百万人を割り込み、二〇一七年には東京圏が二十二年連続転入超過を記録するなど、人口減少や東京一極集中の傾向に歯止めが掛からず、また、地域の経済動向についても、東京圏とその他の地域との間に一人当たり県民所得等に差が生じており、厳しい状況が続いております。

平成二十九年度は五か年のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年に当たり、同戦略に掲げられた基本目標及び各施策の進捗状況について総点検を行いました。依然として、東京圏への転入超過数が十万人を超える規模で推移している状況等を踏まえ、昨年末に同戦略を改訂し、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをつくるべく、ライフステージに応じた政策メニューの充実強化に取り組むこととしております。

この法律案は、同改訂を踏まえ、地方の仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、この好循環を支える町の活力を取り戻すため、地方における良質な雇用の場を創出する企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充・民間主体の地域づくり活動を推進する地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設、地方に仕事をつくる商店街活性化促進事業の創設、中山間地域等における小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充のための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業者が特定業務施設を東京二十三区から移転する場合に課税の特例の対象となる地域を拡大するとともに、地方公共団体に対する減収補填措置の対象に、東京二十三区から移転を行った事業者に対して課税免除を行った場合を追加することとしております。

第二に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加することとしております。

第三に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、商店街活性化促進事業計画の作成及びこれに基づく商店街振興組合法及び中小企業信用保険法の特例等を追加することとしております。

第四に、特定地域再生事業として小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例について、認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うよう改めることとしております。

このほか、所定の規定の整備を行うこととして方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うよう改めることとしております。

以上が、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長 柿植芳文君 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高野光一郎君 自由民主党の高知県選出の高野光一郎でございます。

本日は質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速、地域再生二法に関して質問を始めます。

まず、安倍内閣が平成二十六年度に地方創生を本格的に始めてから間もなく四年がたとうとした五か年の地方創生の総合戦略の中間年に当たり、政府は基本目標及び各施策の事業業績評価指標、KPIの進捗状況について総点検を行っているところです。

政府としては、これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして地方での仕事づくりに取り組んできたところでございまして、地方に新規の若者雇用の創出、一定の効果が出ているところでございますけれども、全国的な景気回復が進む中で、東京圏でもなお労働需要が高く、地方圏からの人材によりまして労働供給が賄われている状況にありますので、まだ地方圏から東京圏への転入超過を改善するところまでには至っていないものと考えております。

○高野光一郎君 ありがとうございます。

ここで、政府の二〇二〇年に向けた主要目標の一つとして、地方から東京圏への人口転入を六万人増加と掲げています。二〇一七年は、先ほど申したとおり、東京圏へ十二万人が転出超過となっています。そこで、この十二万人の内訳について、若者、女性、生産年齢人口の観点から伺いますとともに、二〇二〇年の目標達成に向けた具

が約十二万人に上り、現時点で各種施策の効果が十分に發揮していないとの評価がなされています。

そこで、政府参考人にお伺いします。

地方のみならず、三大都市圏の名古屋圏や大阪圏でも五年連続転出超過となっています。政府は、東京一極集中の現状と原因についてどのように分析をしているのか、お伺いをいたします。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

東京圏への人口の転入超過でございますが、約六万人の転入超過であった二〇一一年以降拡大しておりますと、二〇一五年からは十二万人規模で推移しており、東京一極集中の傾向が続いているところでございます。

この人口移動の要因につきましては様々な理由があると考えられます。東京圏への転入超過の大半は十代後半、二十代が占めていることを見ますと、若い世代の大学への進学あるいは就職が東京圏への移動の一つのきっかけになっているものと考えております。

政府としては、これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして地方での仕事づくりに取り組んできたところでございまして、地方に新規の若者雇用の創出、一定の効果が出ているところでございますけれども、全国的な景気回復が進む中で、東京圏でもなお労働需要が高く、地方圏からの人材によりまして労働供給が賄われている状況にありますので、まだ地方圏から東京圏への転入超過を改善するところまでには至っていないものと考えております。

○高野光一郎君 ありがとうございます。

ここで、政府の二〇二〇年に向けた主要目標の一つとして、地方から東京圏への人口転入を六万人増加と掲げています。二〇一七年は、先ほど申したとおり、東京圏へ十二万人が転出超過となっています。そこで、この十二万人の内訳について、若者、女性、生産年齢人口の観点から伺いますとともに、二〇二〇年の目標達成に向けた具

体的な対策や今後の方向性を政府参考人にお伺いいたします。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

二〇一七年における東京圏への転入超過数十二万人の内訳でございますが、まず、年少人口、十四歳以下でございます、十五歳から六十四歳でござりますが、生産年齢人口、六十五歳以上でございますが、これは僅かながら東京圏から地方圏への転出超過になつておりますが、生産年齢人口十五歳から六十四歳でござりますが、これは大幅な転入超過になつております。その内訳は、先ほど申し上げましたように、男女共に大半が十代の後半、二十代が占めているという状況になつてございます。

この人口動向につきましては、RESASを活用しながら、各地域においてどこから転入が多いのか、あるいはどこへの転出が多いか、そういうことも分析できるようになっているところでございまして、そういう活用も促しているところであります。また、具体的な対策あるいは今後の方向性の点につきまして申し上げますと、これまで転入超過の是正策として企業の地方拠点強化税制の拡充ですか若者の地元就職時の奨学金の返還支援、こういったものを持ちってきたところでございますが、今回は、今国会に地方大学・産業創生法案、地域再生法の改正法案の一法案を提出しているところでございます。

加えまして、さらに、梶山大臣の下で会議を開催しまして、若者が地方にこそチャンスがあると感じられるような、従来の発想にとらわれない大胆な政策について現在検討し、今年の夏を目途に取りまとめていきたいと考えております。

○高野光二郎君 これ通告していないんで質問にはしませんが、これちょっと調べていくとちょっと面白いことに行き当たりまして、何が面白かったかというと、例えば、地方から東京への一極集中問題に対し、東京周辺の自治体が若者の流出を防ぐために東京への大学通学費の補助を行つていると、自治体がですね、行つてているという話でございました。山梨県山梨市では上限月二万円で

通学定期券の購入費が二分の一補助されるとか、いたします。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

栃木県栃木市とか茨城県石岡市とか、様々な大都市を東京に行つても地元から離れてほしくないと云つたような努力もされているということを、私は、実は今日の朝知つたんですけど、こういつたこともしつかり検証していただきとともに、今、RESASが非常に有効だと思うんですね。

政府は非常に地方創生について様々な施策を開いているのは重々知つていますし、地方も地方で地域版総合戦略をしつかりと作つております。

しかし、その上で、人口のどういった分布になつているのか、RESASだと、男女だけではなくて、例えば同じ高知県でも高知市から南国市にどういった方々が行つたかとかいったようなことが分かりますので、これらをやっぱり地方の行政職員がしつかりと戦略に盛り込んでいくことが非常に必要だというふうに思つています。

しかし、残念ながら、そのRESASを分析をしてからとそれを政策に反映させるというのは相手の能力が要ります。いわゆるビッグデータサイエンティストでございます。やつぱりこれらの育成もしつかりと国が進めていくべきだというふうに私は考えておりますので、これらは御要望とさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、このまま東京一極集中が進めば、未だに担う子供たち、若者たち、そして高齢者が大幅に減る地域に当たつては消滅の危機になつてしまします。東京一極集中の是正に向けて一層の取組強化が求められます。

そこで、長坂政務官にお伺いをいたします。

○大臣政務官(長坂康正君) お答え申し上げま

す。御指名ありがとうございます。

昨年開催いたしました地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議におきまして、地方大學生に期待される役割、機能といつしまして、地元高校生等への進学機会提供による若者の地元定着の促進、地方大学の魅力を高め、日本全国の若者の雇用等に関する有識者会議におきまして、地方大学生に期待される役割、機能といつしまして、地元高校生等への進学機会提供による若者の地元定着

の促進、地方大学の魅力を高め、日本全国の若者

が、これが八十八万人に激減するということです。ざいまして、学生を確保できない大学が増加するのは目に見えていると思います。そうしたことから、いわゆる学生の取り合いか大学間、特に地方の大学で起こるという懸念がある状況です。

このような地方の実情を見る中で、私は、地方の大学の振興が、地方に人を呼び込むという意味で地方創生の大きな鍵になると考えております。

大学は便利な都市部になければ競争力を維持できないという意見もありますが、海外に目を向けているのが、RESASだと、男女だけではなくて、例え同じ高知県でも高知市から南国市にどういった方々が行つたかとかいったようなことがありますと、イギリスの教育専門誌では、世界大学ランキンギ二〇一八年によると、世界トップテンの大学のうち首都にある大学は一校しかございません。こうしたことから、例え政府が二〇二〇年までに三十万人まで増加させることを目標としている外国人留学生や社会人向けのリカレント教育など、都心のアクセス、立地に限らない、地方ならではの優位性を生かした魅力ある大学の再生により、地方創生をより強力に推進すべきであると考えております。

そこで、長坂政務官にお伺いをいたします。

○大臣政務官(長坂康正君) お答え申し上げま

す。御指名ありがとうございます。

大臣政務官(長坂康正君) お答え申し上げま

す。御指名ありがとうございます。

しており、地方創生を推進していく上で重要な役割を担うものと認識をいたしております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

地方大学による地方創生の事例として、大変恐縮ではございますが、私の地元の高知大学に例を触れてさせていただきます。

高知大学では、実は三年前に、全国で初めて地域協働学部、つまり共に働く学部を開設し、フィールドは、海、山、村、町という理念の下、

一年生から三年生まで、六百時間に及ぶ地域での実習です、実習を行い、地域が抱える課題を肌で感じまして、その解決に向けて具体的な解決策を考

えております。

また、高知大学では、地(知)の拠点大学によ

る地方創生推進事業に採択をされており、大学に

より地方創生として、学生の地元定着率向上、そ

る人材を輩出しております。

価されているのか、お伺いいたします。  
○国務大臣(梶山弘志君) 今委員からお話をありましたように、昨年の十二月に高知県に参りましたて、一日間、高知県の各地の取組を見せていただきました。その中の一つに高知大学の取組の視察もございました。

講義を拝見をさせていただきましたけれども、土佐フードビジネスクリエーター人材創出事業ということで、大学での食品製造、加工やマネジメントに関する講義、現場レベルでの実習などを組み合わせた実践的なプログラムでありまして、住民の方も講義に参加をされているということで、生産から加工、そして物流も含めて、そしてマーケティングも含めて、消費者に至るまでにどういった食品関係の取組ができるかということを事細かに、特に、食品衛生学ということで、この保存期間を長くできれば更にまた在庫が有効に使える、食品が有効に使えるということで、外部から講師を呼んでそういう講義をしていたのを大変興味深く見せていただきました。

また、地域協働学部というのは、四年間を通じて、大学での学び、地域での学び、まあ地域への貢献のサイクルを実践したもので、長期的に徹底的に地域と向き合う意欲的な取組だということです、大変地方にとつては大学との連携がうまくいくって、地域の住民の方もそこをしっかりと期待をしているということを肌で感じてきたわけでありますけれども。産官学といいますけれども、さらにまた地域の住民も巻き込んで、知事がリーダーシップを取つて取り組まれているなどということを強く感じて帰つてしまひました。

○高野光二郎君いや、答弁書も読まず熱心にお答えいただきまして、ありがとうございます。

実は私、地域協働学部の学生と意見交換なんかもすごくしているんですが、地域にある様々な課題を自分たちが実感した上で、それを解決するに当たつて、やっぱりステークホルダーで、いわゆる地方創生のいう産官学金労言だけではなくて、やはりその中核を成すのは政の力、若しくは政の

役割、首長にしたりとか地方の議員さんであつたりとかいうことを今でも強く感じる次第でござります。だから、地域協働学部の学生には政治の道なんかもあるよというようなことでお話をなんかもさせていただいているのが実情でございます。  
続きまして、さらに、高知県と高知大学が一体となつて取り組んでおります施設園芸であります。

高知県は、実は日本で一番早く、平成二年から人口が自然減の状態になつており、いかに生産性を向上させ販路を拡大できるかということが大きな課題でございます。平成二十一年に世界最先端の技術を持つオランダから技術を導入し、高知流に改良し、次世代型こうち園芸システムを開発いたしました。梶山大臣も御視察をいただきました。

平成二十七年、耕地一ヘクタール当たり園芸農業の生産額は、全国平均百四十七万円のことですが、高知県は五百六十八万円となつておらず、生産性は全国一位を誇っております。本年の施政方針演説でも、総理からこの高知県の施設園芸による農家の生産性の向上の取組が紹介をされました。

そこで、長坂政務官にお伺いをいたします。

今回新しく設けるとされております大学振興・若者雇用創出の交付金制度は、地方創生が一番の本旨であると認識をしております。それだけでいいって、地域の住民の方もそこをしっかりと期待をしているということを肌で感じてきたわけでありますけれども。産官学といいますけれども、さらにはまた地域の住民も巻き込んで、知事がリーダーシップを取つて取り組まれているなどということをきらりと見る地方大学づくりを進めるのか、お伺いをいたします。

○大臣政務官(長坂康正君) お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、昨年開催いたしました地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議の最終報告におきまして、地方大学はいわゆる総花主義から脱却し、特色を出すことにより、地域のニーズに応じた人材の育成や研究成果の創出を行うことが必要との提言をいただいたと

ころでございます。これを受け、知事等のリードアップの下に、産官学連携によりまして、先端科学や観光、先ほど先生おつしやいました農業といったそれぞれの分野で、地域の強みを生かし、中核的産業の振興や専門人材育成などを組み取組を重点的に支援するための新たな交付金を創設するものでございます。

これによりまして、日本全国や世界中から学生が集まるようなぎらりと光る地方大学づくりを進め、地域における若者の修学及び就業の促進を図ることによりまして、地方創生につなげてまいりたいと考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。  
続きまして、特定地域内学部収容定員の抑制について、これ非常に注目度が高いものでございます、これについてお伺いをいたしたいと思います。

この新たな交付金によって地方の魅力のある大学をつくつていいくことがこの法案の第一義的な目的であると私は理解をしております。それだけでありますけれども、地域における若者の修学、就業は達成できないかもと考えております。地方に魅力的な大学をつくつたとしても、そもそも地域において学生を集めの力が全く異なるからであります。

例えば、二〇一七年において高知県内の高校卒業者で大学に進学した者のうち、一六%が東京圏の大学に進学をいたしております。この一六%という数字は四国四県の中でも最も高い数値でございます。一方、東京二十三区内には約四十六万人の大学生が集まり、工業等制限法が廃止された平成十四年度以降、この十五年間で八万人増えております。

こうした状況の中で、本法律案では、十年間の時限措置として、特定地域内の大学等の収容人数を抑制するということが盛り込まれております。既に投資、機関決定を行つていて場合や、同じ大学でのスクラップ・アンド・ビルトによる学部の新設、留学生や社会人の受け入れは対象外といたします、つまり可としますなど、例外事項はある

ものの、基本的に今後十年間は東京二十三区内で大学定員の増加が認められないということになります。

そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

大学定員の増加が認められないことによります。だが、都内大学への大学進学を抑制するところとなり、地方大学への進学率が期待をされますが、東京二十三区内の大学にとっては、既存の学部が新設できないことにより、都内大学の競争力の低下や時代に見合った学部のニーズに沿えない可能性が高くなることも一方で懸念をされております。

このような本法案の東京二十三区内の大学定員抑制に関して、反発、反対の意見についてまずどのように認識をしているのかお伺いするとともに、本法案提出までの経緯や必要性を改めて政府参考人にお伺いをいたします。

○政府参考人(末宗徹郎君) まず、経緯についてでございますけれども、平成二十八年に地方六団体から、地方大学の振興と東京二十三区内の大学の定員抑制について必要な立法措置を講ずるようとの要望がございまして、それを受けて地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議を立ち上げ、そこで検討し、最終報告を踏まえ、本法案を提出したものでございます。

その有識者会議の最終報告におきましては、就学機会の格差拡大の懸念等の観点から、行政が適切に関与することが必要である、東京二十三区内において原則として大学の定員増を認めないというふうに規定されたところでございます。

その際、有識者会議におきましては、都内大学の競争力の低下や時代に見合った学部のニーズに沿えるくなる等の懸念も示されたところでございまして、この点につきましては、大学関係者、地方公共団体関係者も交えて議論をしたところでございまして、留学生の受け入れなど東京の国際化に対応する場合、あるいは御指摘のスクラップ・アンド・ビルトによって時代の変化に即した新たな学部の設置など、こういうスクラップ・アンド・ビルトをすることによって若者の転入増加につなが

らない場合などは抑制の例外とする、また、高度な大学院は抑制の対象外にするということとしたところでございまして、そういうふた御懸念への対応はなされているものと考えております。

○高野光二郎君 続きまして、大臣、よろしくお願いします。

このような状況を踏まえ、交付金による地方大学の魅力の創造、振興を図りながら、学生の集中が近年続く東京二十三区の大学の収容定員の抑制を行いう必要性と、それに伴う目指すべき効果について改めてお伺いします。

○国務大臣(梶山弘志君) まず、前提として、二〇〇〇年から二〇一五年までの十五年間に十五歳から二十九歳までの若者五百三十二万人が地方では減少をしているという現実がございます。また、東京圏への転入超過数は、今、先ほど申し述べたとおりでありますけれども、そのほとんどが十五歳から二十九歳までという事実がございます。

今後、十八歳人口が大幅に減少すると見込まれておりますし、このまま条件の有利な東京二十三区の定員増が進み続けると東京一極集中がますます加速をし、東京の大学の収容力が拡大する一方で、地方大学の中には経営悪化による撤退等が生じ、地域間で高等教育の就学機会の格差が拡大しかねないため、東京二十三区の大学の学部について原則として定員を増やさないこととしております。

先ほど委員からお話をいたしましたけれども、二〇四〇年に十八歳人口八十八万人という推計値があるわけですが、今百二十万人、この間、大

分、三十二万人の差があるわけですが、昨年生まれた子供さん、出生数九十四万人ですから、もうそれについて近づいてきているということでもあるんですね。現実のものとして受け止めなければならぬ。

そして、抑制をするだけじゃなくて、地方の大

学も、やっぱりあの大学に行つてみよう、あの学

部で勉強したい、そしてあの学部で勉強した後に

行つて改めてお伺いします。

そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

新たな交付金や東京二十三区内の大学等の学生の収容定員抑制に関する趣旨には大きく賛同する

立場の条件づくり、環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○高野光二郎君 この法案には当然賛成でござりますが、先ほど大臣が述べていただいたお話を全く一〇〇%共感、共鳴をするところでござります。

○高野光二郎君 この法案には当然賛成でござりますが、先ほど大臣が述べていただいたお話を全く一〇〇%共感、共鳴をするところでござります。

当然、東京二十三区内の大学からいえば面白くないところはあるかと思いますが、もう本当に

地方は待ったなしです。もうこれは高知県考

えると、高知県だけでいうと高知市のことすぐ考

えたがるんですけど、例えば大川村の四百人の村

とか、若者本当にないんですね。もう活力どころ

か生活が守れない状況があるので、待ったなしの

私は英断に強く支持をするところでございます。

それと、これに関連して、こういった東京の大

学の定員を抑制をしていっているということは実

は今に始まつたことではなくて、今までやつてき

たことが余り成果を上げられなかつたから今回改

めでといふこともあらうかと思うんですが、過去

去、高等教育懇談会、一九七五年、意見まとめに

おいて、これは四十三年前ですが、四十三年前に

今回と同様のような都市部の大学定員抑制政策が

実行されました。十分な議論や実施策の効果検

証がなされぬまま、本法案の審議にも至つている

かもしません。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

その国の有識者でKPIに対してもPDCSAで

促進してまいりたいと考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

KPIに對してPDCSAでチェックをする、やつ

ぱりこれらの、何というんですか、融合という

ですか、顔合わせというふうですか、地方と国との役

割をしっかりと明確にした中で、お互いの力が十

二分に發揮できるよつ取組もより一層推進をお

願いをさせていただきたいというふうに思いま

す。

続きまして、大学の地方分散に向けた文科省さ

の取組についてお伺いをいたします。

そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

新たな交付金や東京二十三区内の大学等の学生

の収容定員抑制に関する趣旨には大きく賛同する

立場の条件づくり、環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

本法律案の成立後におきましては、交付金、あ

るいは定員抑制、あるいは雇用機会創出、こう

いったものを講じまして、東京二十三区内における

学生の集中状況、さらにはそれが増加していくの

かどうかといった状況、それと併せて、学生だけ

でなく東京一極集中全体の状況、これがどのように変化するのか、この点についてマクロ的な観

点からますその効果をしっかりと検証することが大

事だと考えております。

加えまして、個別個別の自治体、ミクロと言つ

たらいいんでしょうか、それぞれの地方公共団体

が策定する、地域における大学振興、若者雇用創

出事業に関する計画を作つて実施していくなどと

なりますと、それぞれが産業の雇用者数の増加数

あるいは地元就職者数等をKPIとして設定して

いただきますと、これを毎年度、国の有識者から

成る委員会で検証するということを考えております。

マクロの方とミクロの方と両方でPDCSAサイ

クルを回して、地域における若者の修学、就業を

促進してまいりたいと考えております。

○高野光二郎君 ありがとうございます。

その国の有識者でKPIに対してもPDCSAで

しっかりと評価、検証して改善策に生かす、一

方、地方は地方で市町村ごとに地域版総合戦略の

KPIに對してPDCSAでチェックをする、やつ

ぱりこれらの、何というんですか、融合という

ですか、顔合わせというふうですか、地方と国との役

割をしっかりと明確にした中で、お互いの力が十

二分に發揮できるよつ取組もより一層推進をお

願いをさせていただきたいというふうに思いま

す。

そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

新たな交付金や東京二十三区内の大学等の学生

の収容定員抑制に関する趣旨には大きく賛同する

立場の条件づくり、環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○政府参考人(村田善則君) お答え申し上げま

す。

平成二十六年に閣議決定されましたまち・ひ

と・しごと総合戦略を踏まえまして、地方創生の

ための大都市圏の学生集中の是正方策といたしま

して、私立大学等の経常費補助金、大学等設置認

可、国立大学における措置を講じてございます。

このうち、先生から御指摘がございました私立

大学等の経常費補助金につきましては、平成二十

八年度より、入学定員充足率が一定の基準を超

えたところ、段階的に厳格化する

ことといたしております。

補助金が不交付となる充足率の基準につきまし

ては、具体的には、収容定員八千人以上の大学に

おきましては、平成二十七年度までは一・二〇倍

であったところ、段階的に厳格化いたしまし

て、三十年度は一・一〇倍とすることといたして

ござります。また、収容定員八千人から八千人未

満の大学におきましては、平成二十七年度までは

一・三〇倍であったところ、三十年度につきまし

ては一・二〇倍とすることといたしておるところ

でござります。

三大都市圏の大規模・中規模大学の学生定員の

超過学生につきましては、この措置が行われる前

の平成二十六年度につきましては二万七千人でございましたところ、二十九年度には約二万人となつてござります。こうしたことから、三大都市圏の大・中規模大学における定員超過学生の集中に対して一定の効果を上げておるものと考えているところでござります。

また、平成二十六年度と二十九年度の入学定員

充足率を比較いたしましたと、例えば、宮城県を除

く東北地域では八二%から九四%に、それから一都三県を除く関東地方では九八%から一〇二%と、いうように、地方の入学定員充足状況の一一定の改善が見られているところでございます。

今後の取扱いにつきましては、こうした三十年度までの定員管理の状況でござりますとか各私立大学等における実態も踏まえて適切な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

○高野光二郎君

ありがとうございます。

ということは、八千人以上の大学で百人定員があつて百十人以上自分の大学に入れた場合に私学助成金が、全体の大学の運営費とか経営費の約一割というふうに聞いておりますが、それが不交付といふことですね。はい、ありがとうございます。

ここまで主に地方大学の振興を通じた地方創生就職時の対策が極めて重要であります。高知県の実情を見てみましても、都市部の企業の移転の促進に向けた取組、地域産業の成長を後押しする取組、優れた優良企業を学生に知つてもらう取組などを通じて、若者にとって魅力ある雇用の場をつくるとともに、地方の企業を若者に知つてもらいたい、魅力を感じてもらつことが必要だと考えております。

私は、本来、企業の経営品質はもちろん、事業戦略の中で、その日暮らしの企業経営ではやっぱり駄目だと思うんですね。中長期を見通した経営の姿を企業がしっかりと表して、将来の目標を従業員が共有をして、結果的にその目標に共感をする若者の雇用確保が必要だと考えております。

そこで、政府参考人にお伺いをいたします。

本法律案において努力義務となつている地域における若者の雇用機会創出についてどのような施策を開拓していくのか、お伺いをいたしたい。そして、中小・規模事業者でも、中長期的な経営戦略を考える企業家や各自治体などと連携をしてインターネット・シップやプロフェッショナル人材事

業、奨学金返還支援制度といった様々な施策を開すると思いますが、この点についても具体的にお伺いをいたします。

○政府参考人(末宗徹郎君)

お答えいたします。

本法案の第十五条におきまして、若者の雇用機会の創出と地域における適職の選択を可能とする環境の整備、これを講ずることとされておりまして、具体的には、地域の強みを生かした産業、雇用の創出に地方創生推進交付金によって支援する

こと、あるいは拠点強化税制によって企業の地方移転などを推進してきているところでございますが、御指摘のありました三点でございますが、ま

ずプロフェッショナル人材事業でございます。これは、二〇一八年の三月末時点での成約件数が二千八百七十九件に上っております。順調に成績を上げていると考えております。今後も、都市部大企業との連携強化などによりまして多様な人材還流ルートの開拓を進めてまいりたいと考えております。

また、インター・シップでございますが、これは、二〇一七年の九月末時点で受入れ企業数が七千社を超えて、これも前年に比べて順調に増えてきておりますので、今後はポータルサイトの充実によりまして更なる拡大をしていきたいと思っております。

さらに、三点目の奨学金返還支援でございます。これは、二〇一七年の十二月時点で二十四県で実施をしておりまして、これも未導入県に働きかけを行つております。国と地方が連携をして雇用創出に取り組んでまいりたいと考えております。

○高野光二郎君 続きまして、地域再生法改正案についてお伺いをいたします。

消滅可能自治体が現実化し、地方の衰退が厳しい現状に関して、地方の復活を目指す地方創生の取組はアベノミクスの第二次ステージの柱であります。平成二十六年度から、初代石破茂地方創生大臣の力強いリーダーシップもありまして、国の総合戦略を示した上で、地方自治体自らが地方版総

合戦略を策定をいたしております。

いつも本会議とかで総理がお示しになるアベノミクスの成果だけではなくて、地方創生に対して

構あるんですけど、国民の皆さんに十分伝わってお話しただければと思います。その辺について大臣に

お話をうながします。その辺について大臣に

まして政府参考人にお伺いいたします。

企業の地方拠点強化に関する課税の特例等の拡充についてお伺いします。

地方から東京圏への人口流出は歯止めが掛かってない実情でございます。その辺のために政

府においては様々な施策に取り組んできておりま

すが、その重要な施策の一つであります地方拠点強化税制についても、使い勝手をより向上させ、利用を促進していくことが大事でございます。

しかし、この地方拠点強化税制、残念ながらそ

の事業投資だと事業展開をする企業家にとって非常に計算がしづらい、どれぐらいの恩恵が受けられるのかなどいうことが結構難しい部分がござります。そこで、具体的なケースで分かりやすく説明することがあると思います。地方拠点強化税制の活用をするとどの程度の優遇が受けられるのか、モデルケースを示していただきたいと思います。

そして、これまでのKPIの検証をしたわけでありますけれども、これも先ほど来お話をあります

が、地方に仕事をつくるということに関しましては、新規若者雇用を二〇一五年度から一六年年度までに十八・四万人創出したと見込まれております。

そして、これまでのKPIの検証をしたわけでありますけれども、これも先ほど来お話をあります

が、地方に仕事をつくるということに関しましては、新規若者雇用を二〇一五年度から一六年年度までに十八・四万人創出したと見込まれております。

また、目標の三であります結婚、子育ての希望実現に

関しましては、第一子出産前後の女性の継続就業率が二〇一〇年の三八%から二〇一五年には五

三・一%まで上昇をしているということになります。

また、目標四の町をつくるに関しましては、立

地適正化計画作成の市町村数が二〇一六年九月末の四都市から二〇一七年七月末には百十二都市まで増加しているということで、一定程度の進捗は

見込めるということですが、まだ道半ばでありますから、ここからどう進められるかということです。

また、目標四の町をつくるに関しましては、立

地適正化計画作成の市町村数が二〇一六年九月末の四都市から二〇一七年七月末には百十二都市まで増加しているということで、一定程度の進捗は

見込めるということですが、まだ道半ばでありますから、ここからどう進められるかということです。

一方で、地方自治体に対して国が減収補填を行

うことになつておりますが、負担割合も含めて地

方自治体の理解は進んでいます。地方拠点強化

税制の活用をするとどの程度の優遇が受けられる

のか、モデルケースを示していただきたいと思いま

す。

○政府参考人(田川和幸君)

お答えをさせていただきます。

この税制のモデルケースについて、一般的な

ケースとそれから中小企業を念頭に置いたケース

について御指定をいただいておりますので、少し

長くなりますが、説明させていただきたいと思いま

す。

この制度を活用した場合の法人税の減税額でござりますが、これまで認定しております移転型事

業十九件の平均的な事業計画を基に一定のモデル

ケースとして試算をいたしますと、まず、その移

転計画の初年度において東京二十三区から地方に

本社機能などを移転するための施設整備の投

資、これが七億円を投資したというケース、この

場合には投資額の七%が税額控除になるというこ

とで、オフィス減税として四千九百万円の負担の減となります。

<p>また、地方移転に伴いまして二十人が転勤をし、地方で五人を新規雇用したという場合には、雇用促進税制として、三年間でございますが、最大二千三百七十万円の法人税額の負担減となるところでございまして、合計で、三年間合計でございますが、七千二百七十万円の法人税額の負担軽減を図ることができます。また、中小企業のケースでございます。これまでの実例に即して言いますと、施設の整備規模が大体五千万円程度というところでございます。それを前提にいたしますと、七%の税額控除でオフィスの減税分が三百五十万円の負担減、まだ、地方への移転に伴いまして八人が転勤をし、地方で四人を新規雇用するとした場合の雇用促進税制としては、千百七十万円の法人税額の負担、合計で最大千五百二十万円の法人税額の負担というところでございます。</p>
<p>また、地方公共団体に対する減収補填措置につきましてでございますが、今回、地方税の不均一課税、まあ一部免除するというケース、一部減税をするというケースに加えまして、今般の改正におきまして、移転型事業に限り、地方税の課税免除、これを行つた場合も対象追加をすることとしております。</p> <p>これについても、モデルケースといたしまして、先ほど申し上げました七億円の施設を投資をするととした場合でございますが、固定資産税につきましては、固定資産評価額、大体その六割といふのが一般的な想定でございますが、四億円になるということでございまして、これにつきまして不動産取得税そして固定資産税について課税免除を講じるといったら、不動産取得税につきましては千六百万円免除をされることになりますが、これに対して、失礼いたしました、補填されるものは、最大で減収額の七五%、千二百万円が地方交付税によって補填をされるということでございます。千六百万円に対して千二百万円の補填でございます。固定資産につきましては五百六</p>
<p>十万円が免除をされて、最大でその七五%に当ります四百二十万円が地方交付税によつて補填をされるということでございます。固定資産税につきましては、補填額、これは三年間でございますが、その補填額は低減をいたしますけれども、最大で三年間減収補填を受けることができます。</p>
<p>そのほかに、事業税についても、ちょっととモデルとしてはいろんなケースがありまして一般化できませんけれども、こちらも最大三年間の減収補填を受けることができるということでございます。</p> <p>こうした具体的なメリットをきちんとお示しをしていきたいというふうに考えております。</p> <p>○高野光二郎君 御丁寧にありがとうございます。それらをしつかりと、何というんですかね、認定団体、地方銀行だと商工会議所とか商工会とかが説明に行つていただくことがやっぱり非常に重要なと感じますし、済みません、これ調べていないんですけど、ミラサボなんかは、県とか市町村のそういう補助事業だとか税額控除とかいったような支援と国の支援、これが一緒に使えるものが何があるかとかいったようなこともすぐ検索ができるという、あれ、すばらしいと思うんですね、自分のやりたい事業は何なのかを入れていつたら。</p> <p>だから、そういうのと併せて、そういう税額、今回の法案に関しても、自分のケース、投資額だと、従業員採用数などこういった計算になりますよみたいなことがぱつと出るような仕組みなんかもつくついていただきたいなというふうに思つております。つくついたらごめんなさい、質問じゃないです。</p> <p>答えられますが。では、お願いします。</p>
<p>○政府参考人(田川和幸君) 御指摘のとおりで、事業者の方あるいは市町村に対しましてその制度をきちんと周知するというのは極めて重要でございます。</p> <p>これまでのいろいろな説明会などの取組に加えまして、関係省庁の情報提供サイト、これとの連携を図るなど、一層工夫を深めてまいりたいと思います。</p> <p>また、生活環境というのもこの移転にとって非常に重要な要素でございます。こうした地方勤務の魅力など、こうしたものも実際の事例を基にしっかりと発信をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>○高野光二郎君 続さまして、政府参考人にお伺いします。関連です。</p> <p>企業の地方拠点強化については、国、地方自治体が連携し、企業に対して、先ほども申し上げた充実した情報提供及びサポート体制機能を設けることにより、企業の地方移転及び拡充支援策による効果の最大化を目指していくことが必要であります。</p> <p>私の地元高知県においては、地域再生計画にて、二〇二〇年までに件数十件、雇用創出数百人という目標を立てて企業の地方拠点強化が取り組んでおるところでございますが、現状を見ると、高知県を含め、計画どおりに進んでいない地方自治体も全国各地で多いようです。これらは、原因が、やはり企業側が国、各自治体の既存の計画や各種補助金、立地環境、マーケット状況など、十分な知識を、情報を持つてないことが多いのではないかと私は考えております。</p> <p>そこで、私は、併用できる補助金や税制、助成金、労働環境などの様々な情報を一元化をして、企業が拡充、移転先を容易に検討できるコンシェルジュ機能の整備や、中小企業庁のミラサボ等も通じた地方自治体の支援制度に関する情報収集できる仕組み等の充実が必要であると考えます。</p> <p>そこで、企業側が移転、拡充先の情報を確実に仕入れることができ、企業が移転、拡充しやすくなるような総合的で実効性の高いものとなるよう、に目指していく工夫が必要であると考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。</p> <p>○政府参考人(田川和幸君) 先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、やはり一元的に企業、事業者の方に情報を提供するというのは極めて重要であるというふうに認識をしております。そのための工夫として、関係省庁等の情報提供サイト、きなくて、大変御迷惑をお掛けをいたしました。</p>

大臣、二十六年から地方創生が本格的に実施をして、私は非常に成果が出てると思いますし、

高知県なんかは特に一生懸命頑張っておりまちよつと地方創生が最近元気がないみたいなことを言っていますが、そんなことは全然ありませんので、どうぞ自信を持つてやってください。

○熊野正士君 公明党的な熊野正士です。よろしくお願いをいたします。

まず、地方拠点強化税制の活用について質問をさせていただきます。

今回の地域再生法の一部を改正する法律案で、東京二十三区から本社等の特定業務施設を移転した場合に、これまで入つていなかつた近畿圏中部とそれから中部圏中心部が新たに移転型事業として課税の特例の対象に加わることになります。

先日、データを見てびっくりしたんですけれども、これらの関西のいわゆる大都市から東京に転出超過となつているところがもう上位を占めておりまして、一位が大阪で、まあ二位は名古屋なんですが、これで、神戸が六位ぐらいで京都も十二位ぐらいということで、本当に多くの大都市から東京に転出超過になつているということです。もう本当に東京一極集中というのを象徴しているなど思いました。

私、地元大阪なんですけれども、いろいろ企業とか話を伺うと、本社機能が東京に移りましたといふ会社もいっぱいあります、今回この移転型事業、大阪も含めたということですけれども、これまでに移転型事業として十九件の実績があるということで、こういった知見も、先ほど答弁ございましたけれども、知見も踏まえながら、今回の法改正で実際にどれだけの企業が大阪を始めとする地方に本社機能を移転するかということが本当に重要だと思います。

法改正とともに、移転が進むように具体的な取組が必要だというふうに考えますけれども、政府の見解を求めると思います。

○政府参考人(田川和幸君) 移転型事業の認定を受けました企業、本年の三月末時点では、先生からもございましたけど、十九件となつております。

これにつきまして少し調べてみると、まずその形態でございますが、管理部門などの事務所が二件、研究所が六件、それから研修施設が一件と

いうふうになつております。

これらの企業に対するヒアリングを行いましたところ、移転を行うに際して重視した点でございまます、まずは人材の確保、育成、そして国、地方自治体による支援施策の内容、産学官連携のネットワークの有無などを挙げているところでござります。また、移転型事業の認定を受けた企業の大半は、地方自治体からの情報提供によってこの制度というものを承知をされているようでござります。

こうした結果を踏まえまして、今回の制度改正の内容につきまして企業誘致などを担当する地方自治体の担当者に更にきめ細かな説明を行うとともに、今回の制度改正によって新たに支援対象となる近畿圏中心部、そして中部圏中心部、まあ大阪市などの自治体が実施をされます企業誘致セミナーなどと連携をして周知活動を行うなど、自治体との連携をいたしまして積極的な周知を図つていただきたいと思っております。

さらに、人材の観点では、地方における人材の確保、産学連携の体制といったところにつきまして取り組んでまいりたいというふうに思つております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

この企業の地方拠点強化に関する課税の特例と

事業の内容について簡単に説明していただければと思います。

○政府参考人(田川和幸君) この拡充型事業でございますが、企業が首都圏、近畿圏・中部圏の中心部を除きました都道府県が指定をする対象地域において既存の本社機能を拡充する場合でありますとか、他の場所から移転をする場合、又は新たな事業所をその対象地域に設置する場合に拡充型事業として認定を行うことにしているところです。

本年三月末まででござりますけれども、拡充型事業として百九十九件、都道府県によつて認定をされておりまして、この計画においては合計九千七百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

施設の形態といたしましては、管理部門等の事務所が百十五件、研究所が八十三件、研修所が一千五百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

こうした結果を踏まえまして、今回の制度改正の内容につきまして企業誘致などを担当する地方自治体の担当者に更にきめ細かな説明を行うとともに、今回の制度改正によって新たに支援対象となる近畿圏中心部、そして中部圏中心部、まあ大阪市などの自治体が実施をされます企業誘致セミナーなどと連携をして周知活動を行うなど、自治体との連携をいたしまして積極的な周知を図つていただきたいと思っております。

○熊野正士君 今回、法改正以外にも課税の特例としては、製造業が百二十件、卸・小売二十六件、サービス業が二十件、IT関係が十五件などとなつてます。

こうしたニーズを踏まえまして、まず小規模なケースでございます。

本社機能移転を支援するという観点から、この従業員の増加の要件を十名から五名、中小企業の場合には五名から二名に緩和をするとのこととともに、先ほどの中山間地域の関係でございますけれども、移転型事業に限りまして、立地する環境が整つた地域であれば、中山間地域等も都道府県においてその対象区域として指定することができるというこの明確化を図ることとしているところです。

本年三月末まででござりますけれども、拡充型事業として百九十九件、都道府県によつて認定をされておりまして、この計画においては合計九千七百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

施設の形態といたしましては、管理部門等の事務所が百十五件、研究所が八十三件、研修所が一千五百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

こうした結果を踏まえまして、今回の制度改正の内容につきまして企業誘致などを担当する地方自治体の担当者に更にきめ細かな説明を行うとともに、今回の制度改正によって新たに支援対象となる近畿圏中心部、そして中部圏中心部、まあ大阪市などの自治体が実施をされます企業誘致セミナーなどと連携をして周知活動を行うなど、自治体との連携をいたしまして積極的な周知を図つていただきたいと思っております。

○熊野正士君 次に、エリアマネジメントについて質問させていただきたいと思います。

このエリアマネジメントとというのは、地域の価値を高める活動というふうに私自身は理解をしております。

ころでございます。徳島県神山町など、有名なケースでございます。

こうしたニーズを踏まえまして、まず小規模なケースでございます。

本社機能移転を支援するという観点から、この従業員の増加の要件を十名から五名、中小企業の場合には五名から二名に緩和をするとこととともに、先ほどの中山間地域の関係でございますけれども、移転型事業に限りまして、立地する環境が整つた地域であれば、中山間地域等も都道府県においてその対象区域として指定することができるというこの明確化を図ることとしているところです。

本年三月末まででござりますけれども、拡充型事業として百九十九件、都道府県によつて認定をされておりまして、この計画においては合計九千七百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

施設の形態といたしましては、管理部門等の事務所が百十五件、研究所が八十三件、研修所が一千五百六十人の雇用創出が計画をされているところです。

こうした結果を踏まえまして、今回の制度改正の内容につきまして企業誘致などを担当する地方自治体の担当者に更にきめ細かな説明を行うとともに、今回の制度改正によって新たに支援対象となる近畿圏中心部、そして中部圏中心部、まあ大阪市などの自治体が実施をされます企業誘致セミナーなどと連携をして周知活動を行うなど、自治体との連携をいたしまして積極的な周知を図つていただきたいと思っております。

○熊野正士君 次に、エリアマネジメントについて質問させていただきたいと思います。

このエリアマネジメントとというのは、地域の価値を高める活動というふうに私自身は理解をしております。



きますと、香川県高松市の高松丸亀町商店街、これはもう様々な取組をかねてからやることで非常に有名でござりますけれども、また新たにこの事業を活用いたしまして、市民病院などの利用者が商店街を利用しやすくなるような、まちなかループバスというものの運行を開始をして、これによつて商店街の来街者が増えまして、売上高が前後で比較して八%増加したというような事例もあるといふう聞いております。

これらの好事例につきましては、先生からお話をありましたように、これはもう全国の商店街に横展開をしていただくことが何よりも重要でございますので、中小企業庁におきましては、ございます。きちっとモデル事業事例集という形で取りまとめをいたしまして、ホームページで公開することはもちろん、全国の商店街組織でありますとか支援組織に対して冊子を配付するなどを通じまして広く周知を行つていてあるといふうのと承知しております。

○熊野正士君 是非よろしくお願いをいたします。次に、今回この法改正で法定化される商店街活性化促進事業計画、これについてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この計画というのは、市町村が商店街の活性化のために作成する計画といふうに承知をしております。この市町村がしっかりと計画を立てていくという目的と、それから期待している効果について教えていただいたらと思います。

○政府参考人(高橋淳君) 今も御紹介をいたしましたようにいろいろなこの度施策を検討するに当たりまして、商店街活性化で成功した事例といふものいろいろと拝見をいたしまして、そうしたものを見ますと、やはり多くの商店街におきまして、商店街の方々が熱心にお取り組みになるといふのはもちろんのことなんでござりますけれども、市町村、自治体の熱意でありますとか、あるいは地域の住民の方々、こういった方々も含めまして、地域が一丸となりまして、それぞれの商店

街、置かれている課題がやっぱり異なるわけでござりますので、それに対応した形で商店街の活性化に取り組むということが非常に重要なだといふうに考えております。

このため、本改正では、まず市町村がリーダーシップを取つていただきて、地域の住民などから意見をお聞きした上で地域が目指すべき商店街の姿を描く、今先生から御指摘がございましたが、商店街活性化促進事業計画、これを作成すると、こういった粹組みをしたいと思っております。

具体的に申し上げますと、この計画の中には、商店街を活性化すべき区域、あるいはその商店街が目指すべき基本的な方針、そしてそのために市町村が実施する施策、こういったものを盛り込んでいただくこととしておりまして、政府といたしまして、その実現に向けまして関係者間の調整を行ひますと、こういった形で、専門知識と、それに加えまして熱意を持ったコーディネーター、こういった方々が極めて重要なだといふうに認識しております。

これも一つだけ具体例を申し上げさせていただきますと、有名な事例ではござりますけれども、宮崎県日南市の油津商店街では、平成二十五年に、これも市が町づくりの専門家を広く公募を掛けた上で採用をいたしまして、商店街の活性化にましては、その実現に向けた地域の取組に対しまして、この法案の中に規定をいたしました資金調達などの特例措置に加えまして、関係省庁の補助金や交付金による一体的な支援を実施いたしまして、この商店街活性化に取り組む地域を積極的に後押しをしてまいりたいと、こう考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。商店街の活性化のために市町村が積極的に関わつていくと、で、その事業計画を作成するといふことだと思います。

その中で、今お話ししながら思つたんですけれども、先ほどの答弁にもありましたけれども、人材確保、例えばコーディネーターとか、そういう意味で人材確保というのは非常に大事な要素だと思います。何をすればいいのか、何をすれば効果的なのか、どうすれば空き店舗なんかをうまく利活用できるのかといったことを具体的にアドバイスをしたりとかといふうな人材を配置すると、何をすればいいのかと、いうのを悩んでいらっしゃる自治体も結構たくさんあると思います。市町村も、本当にどうすればいいのかと、いうのを悩んでいらっしゃる自治体も結構たくさんあると思います。

そういう意味で、このノウハウであるとか、そういうのを持つた人材確保への支援といふことを踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えて

うか、国としてどのようなことを考えていらっしゃるのか、あればお願ひしたいと思います。

○熊野正士君 ありがとうございます。

あと、関係省庁による重点支援として、予算に先生がおっしゃられたとおりでございまして、商店街活性化を成功に導くためには、計画を作りま

す、あるいはその実現に向けて関係者間の調整を行ひますと、こういった形で、専門知識と、それに加えまして熱意を持ったコーディネーター、こういった方々が極めて重要なだといふうに認識しております。

これも一つだけ具体例を申し上げさせていただきますと、有名な事例ではござりますけれども、宮崎県日南市の油津商店街では、平成二十五年に、これも市が町づくりの専門家を広く公募を掛けた上で採用をいたしまして、商店街の活性化に取り組みました。当初は、いわゆるKPIは四年間で空き店舗を二十減らすということだったんですけど、この専門家の方が非常に熱心に取り組んでいただいたおかげで、結果的には二十九の新規出店をもたらして、寂れていた商店街に活性化促進事業計画、これを市町村が実現するためには専門家の雇入れが必要だという場合には地方創生推進交付金によってその取組を支援していくこともできると、こういうふうに考えております。

やはりこういった重要な役割を担う人材確保についても政府として支援をしていくこと、これを考えておりまして先ほど申し上げました商店街活性化促進計画、これを市町村が実現するためには専門家の雇入れが必要だという場合には地方創生推進交付金によつてその取組を支援していくことでもできると、こういうふうに考えております。

そこで、子ども・子育て交付金につきましては、これまで、中小企業庁と連携しながら全国商店街支援センターというところが行つております商店街よろず相談アドバイザー派遣事業というものがござりますけれども、こちらを活用いたしまして、また、子ども・子育て交付金につきましては、これもいろいろござりますけれども、例えば徳島市におきましては、空き店舗を活用して子育て世代の保護者が交流して、そこで子育てに関する様々な相談が受けられるような取組を実施していると、で、こういった取組が支援されているといふうに聞いておりまして、このように商店街に関連して支援の実例がいろいろ全国各地にあることを承つております。

商店街の現状分析や課題の抽出といった相談に対し専門家によるアドバイスが行われていると、このようなものもあると伺つておりますので、こうした施策を活用いたしまして、専門知識を持つた人材確保に向けた取組につきましても地域の実情を踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えて

おります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

あと、関係省庁による重点支援として、予算に先生がおっしゃられたとおりでございまして、商店街活性化を成功に導くためには、計画を作りま

す、あるいはその実現に向けて関係者間の調整を行ひますと、こういった形で、専門知識と、それに加えまして熱意を持ったコーディネーター、こういった方々が極めて重要なだといふうに認識しております。

これも一つだけ具体例を申し上げさせていただきますと、有名な事例ではござりますけれども、宮崎県日南市の油津商店街では、平成二十五年に、これも市が町づくりの専門家を広く公募を掛けた上で採用をいたしまして、商店街の活性化に取り組みました。当初は、いわゆるKPIは四年間で空き店舗を二十減らすということだったんですけど、この専門家の方が非常に熱心に取り組んでいただいたおかげで、結果的には二十九の新規出店をもたらして、寂れていた商店街に活性化促進事業計画、これを市町村が実現するためには専門家の雇入れが必要だという場合には地方創生推進交付金によつてその取組を支援していくことでもできると、こういうふうに考えております。

そこで、子ども・子育て交付金につきましては、これまで、中小企業庁と連携しながら全国商店街支援センターというところが行つております商店街よろず相談アドバイザー派遣事業というものがござりますけれども、こちらを活用いたしまして、また、子ども・子育て交付金につきましては、これもいろいろござりますけれども、例えば徳島市におきましては、空き店舗を活用して子育て世代の保護者が交流して、そこで子育てに関する様々な相談が受けられるような取組を実施していると、で、こういった取組が支援されているといふうに聞いておりまして、このように商店街に関連して支援の実例がいろいろ全国各地にあることを承つております。

商店街の現状分析や課題の抽出といった相談に対し専門家によるアドバイスが行われていると、このようなものもあると伺つておりますので、こうした施策を活用いたしまして、専門知識を持つた人材確保に向けた取組につきましても地域の実情を踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えて

おります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

あと、関係省庁による重点支援として、予算に先生がおっしゃられたとおりでございまして、商店街活性化を成功に導くためには、計画を作りま

す、あるいはその実現に向けて関係者間の調整を行ひますと、こういった形で、専門知識と、それに加えまして熱意を持ったコーディネーター、こういった方々が極めて重要なだといふうに認識しております。

これも一つだけ具体例を申し上げさせていただきますと、有名な事例ではござりますけれども、宮崎県日南市の油津商店街では、平成二十五年に、これも市が町づくりの専門家を広く公募を掛けた上で採用をいたしまして、商店街の活性化に取り組みました。当初は、いわゆるKPIは四年間で空き店舗を二十減らすということだったんですけど、この専門家の方が非常に熱心に取り組んでいただいたおかげで、結果的には二十九の新規出店をもたらして、寂れていた商店街に活性化促進事業計画、これを市町村が実現するためには専門家の雇入れが必要だという場合には地方創生推進交付金によつてその取組を支援していくことでもできると、こういうふうに考えております。

そこで、子ども・子育て交付金につきましては、これまで、中小企業庁と連携しながら全国商店街支援センターというところが行つております商店街よろず相談アドバイザー派遣事業というものがござりますけれども、こちらを活用いたしまして、また、子ども・子育て交付金につきましては、これもいろいろござりますけれども、例えば徳島市におきましては、空き店舗を活用して子育て世代の保護者が交流して、そこで子育てに関する様々な相談が受けられるような取組を実施していると、で、こういった取組が支援されているといふうに聞いておりまして、このように商店街に関連して支援の実例がいろいろ全国各地にあることを承つております。

商店街の現状分析や課題の抽出といった相談に対し専門家によるアドバイスが行われていると、このようなものもあると伺つておりますので、こうした施策を活用いたしまして、専門知識を持つた人材確保に向けた取組につきましても地域の実情を踏まえて丁寧に対応してまいりたいと考えて

おります。

○熊野正士君 ありがとうございます。

あと、関係省庁による重点支援として、予算に

リーダーシップを取りながら、地域の実情に応じた商店街活性化に向けたグランドデザインを描いて地域全体で取り組んでいくと、こういう場合には関係府省庁が連携しながら予算面でも一體的に支援をしていくと、こういった枠組みをつくりたいと、こういうふうに考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

いろいろと今お示しいただきました、各地の商店街でイベントを行つたりオープニングフェアを開設したりといふことで、人がなるべく集める工夫というものをされていると思います。

他方、高齢の方々の居場所づくりというか、見守りといった課題もありまして、なかなか家から出られないような高齢者の方が、憩いの場というか、そういう形で商店街にあればなと思つたりもあります。例えば、空き店舗を利活用した高齢者の居場所づくりなどを通して商店街活性化に活用できないかということですけれども、この点は支援等も含めていかがでしょうか。

○政府参考人(高橋淳君) 今先生から御指摘がございました高齢者の居場所づくりと、こういった多世代の地域コミュニティーをつくっていくことが商店街活性化の一つの鍵ということになることもあるうかと思っております。

具体的にお聞きしているところでは、例えば北海道の帶広では、中小企業庁の予算を活用しながら、多様な世代が交流できる多目的スペースを持ったコミュニティーサロン、これを整備いたしましたところ、次世代への子育て経験や知恵を継承するというような話でありますとか、シニアアートセミナーを開催するとか、高齢者の活躍を含めた様々な取組や交流が行われ、老若男女の地域住民に喜ばれて、歩行者が増加して、新規の出店の希望が増えていくというようなことで、にぎわいが生まれたような事例もあると伺っております。

今回の制度は、それぞれの地域の実情に応じまして商店街活性化への取組を支援しようといふのでございますので、地域として、今先生からお

話がございましたように、高齢者の居場所をつくる高齢者の知恵や経験をいざわいとか人の交流促進につなげると、こういうことで商店街の活性化を目指すような計画が策定される場合には、そうした取組につきましてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。よろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。

小さな拠点の形成に資する株式会社に係る課税の特例の拡充が本改正案に盛り込まれておりますが、これまでも小さな拠点形成事業を行つる株式会社に対して個人が出資した場合、出資額について寄附金控除を適用されていましたけれども、今回は設立時の出資を新たに課税の特例の対象に追加するということです。

中山間地域等における雇用や生活サービスの確保が目的ということですけれど、ここで、このことについてとくに確認されども、この小さな拠点形成事業という、そもそものこのこところを教えていただきたいなと思います。

○政府参考人(青柳一郎君) お答えいたします。

人口減少、高齢化が著しい中山間地域におきましては、地域コミュニティー、生活サービス機能が低下をしている地域が出てきておるということであり、安心して住み続けられる地域を守るということが重要な課題でございます。

そうした中で、この生活サービス機能の確保といふときに、個々の集落でフルセットの機能を確保するというのはなかなか困難になつてきておりました。オーケストラを開催するとか、高齢者の活躍を含めた様々な取組や交流が行われ、老若男女の地域住民に喜ばれて、歩行者が増加して、新規の出店の希望が増えていくというようなことで、にぎわいが生まれたような事例もあると伺っております。

今回の制度は、それぞれの地域の実情に応じまして商店街活性化への取組を支援しようといふのでございますので、地域として、今先生からお

話がございましたように、高齢者の居場所をつくる高齢者の知恵や経験をいざわいとか人の交流促進につなげると、こういうことで商店街の活性化を目指すような計画が策定される場合には、そうした取組につきましてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。よろしくお願いします。

第四条に、内閣総理大臣が基本指針を定めることがあります。この基本指針の下に次の展開になります。この基本指針が示されるのはいつ頃になるのか、また、内容についても端的にお答えいただければと思います。

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

基本指針につきまして、策定の時期でございますが、これは、今年度の地方公共団体の事業実施期間を十分に確保する必要がございますので、法案が成立後直ちに策定をし、地方公共団体に周知をしてまいりたいと思います。

内容でございますが、四条に書かれていることを踏まえまして、具体的には、産官学から成る推進会議に關することですか、計画の認定基準、自立性、あるいは地域の優位性、KPIの妥当性等々、基準について具体的に定めてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 今ほど答弁いただきました総理の基本指針にのつとつて各自治体で基本計画を作成するわけですから、その中に産官学の連携であるとかいろいろと時間の掛かるような内容もござりますし、良質な計画を作成しようと思えばやっぱり時間も人手も掛かるというふうに思いますが、

そういった意味で、この生活サービス機能の確保と小さな拠点づくりといふことを進めていく必要があります。複数の集落が連携をして、その中で一つの中心的な集落に様々な医療、福祉、買物等の生活サービス機能がある意味集約、また、近隣の集落と役割分担をしながら機能を確保するといふことであると、うなづけます。交付金の額であるとか、一件当たりの額であるとか、箇所とか、こういったことに関して有識者会議でござりますし、良質な計画を作成しようと思えばやっぱり時間も人手も掛かるというふうに思いますが、

○政府参考人(末宗徹郎君) お答えいたします。

昨年開催いたしました有識者会議での議論を御紹介させていただきますと、この交付金につきましては、それぞれ地域ごとに特色出しをしつかり出していただくということで、各地方公共団体を一律に支援するのではなくて、地域が一丸となつて本気で改革に取り組む優れた事業に限定して支援すべきという御意見でまとめられておりますし、加えまして、その規模感で申し上げますと、例えば県の計画でありますと、その県全域に効果が波及するような中核的な産業の振興を推進す

べきといった提言がなされたところでございま  
す。

○熊野正士君 かなり本気を出してやるようなこと  
ころにかなり大きな額を付けるというふうなこと  
だというふうに思います。また、あと重点的にと  
いうことで、何か全体ということではなくて、も  
う特化したようなところで、それが、ぱっと波及  
していくようななどいうことで十か所程度ということ  
となるだろうなどいうふうにはちょっと理解はい  
たしました。

ただ、何かきらりと光る地方大学というふうな  
それからいくと、もっと広いいろんな大学、自治  
体、チャンスを与えてあげて、でも、私いろいろ  
と都道府県、これ大体県が中心ですから各県に  
聞きましたけれども、近畿圏でよしやろうという  
ところ余りなくて、あるかもしれません、僕が  
聞いた感じでは余りやろうという感じのところが  
正直なくて、時間の問題もあるし、逆に額が大き  
過ぎて。これ、十年計画立てますよね。五年で一  
応あんなので、その後どうするかとか、いろいろ  
悩んでいるところも実際あるのかなというふうに  
感じました。ちょっとハーダルが逆に高過ぎるの  
かなと思つたりもして、まあ、だからこそ意味が  
あるんだということかもしませんが。

私は、産官学連携とした地方大学の活性化が地  
方創生に資するということであれば、もつ  
と広くいろんなアイデアを出せるような工夫とい  
うのも必要じゃないかななど。もつともっと地方か  
らアイデアが活発に出るような、裾野を広げてい  
くようなことも大事じやないかなと思うんですけど  
れども、この辺のことに関して、これ最後の質問  
ですけれども、大臣の御見解をよろしくお願ひい  
たします。

○国務大臣(梶山弘志君) 本交付金につきまして  
は、今参考人から話がありましたが、各地方  
公共団体を一律に支援することは適当ではないと  
考えております。と申しますのは、それぞれの地  
方で産業をしっかりと根付かせ、そしてそこの人  
材供給もしていく、そして、その地域で生まれ

育つた人がまたその地域に住み続けられるよう  
にということで、大学の一部の力を借りて、産  
業界とそして知事のリーダーシップの下にその地  
域が一丸となって本気で改革に取り組む必要があります。  
業に限定して、めり張りのある支援を行う必要が  
あると考へております。

各地域、今申しましたように、産官学連携の取  
組を推進することにより切磋琢磨して本気で改革  
に取り組む優れた取組が増えたければ、本交付  
金の対象もおのずと増えてくるのではないかと  
思つておりますけれども、先ほど熊野委員がおつ  
しやいましたように、相談丁寧にということがあ  
ります。周知をまずしつかりとやること、そし  
て、相談は門戸を開いてどんな相談でもしつかり  
とこちらも相談に乗るという体制を徹底しなが  
ら、この法律が成立した後にしつかりと取り組め  
るような体制づくりもしてまいりたいと考えてお  
ります。

○委員長(柘植芳文君) 次に、連合審査会における  
政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の  
出席要求に関する件についてお詫びいたします。  
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の  
創出による若者の修学及び就業の促進に関する法  
律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参  
考人の出席要求があった場合には、その取扱いを  
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(柘植芳文君) 次に、連合審査会における  
政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の  
出席要求に関する件についてお詫びいたします。  
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の  
創出による若者の修学及び就業の促進に関する法  
律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参  
考人の出席要求があった場合には、その取扱いを  
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う取り計らいます。

○委員長(柘植芳文君) 次に、連合審査会における  
政府参考人の出席要求に関する件及び参考人の  
出席要求に関する件についてお詫びいたします。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の  
創出による若者の修学及び就業の促進に関する法  
律案審査のための連合審査会に政府参考人及び参  
考人の出席要求があった場合には、その取扱いを  
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

措置を講ずることにより、地域における若者の  
修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向  
上及び持続的発展を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における大学の振興及び若者の雇用  
機会の創出による若者の修学及び就業の促進  
は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な  
連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者に  
とつて魅力ある修学の環境の整備及び就業の機  
会の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地域における大学の振興及び若者の雇用機  
会の創出による若者の修学及び就業の促進に  
関する法律案

一、地域再生法の一部を改正する法律案

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の  
創出による若者の修学及び就業の促進に関する法  
律案についてお詫びいたします。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の  
創出による若者の修学及び就業の促進に関する法  
律案について、文教科学委員会から連合審査会開  
会の申入れがあつた場合には、これを受諾するこ  
とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柘植芳文君) 御異議ないと認め、さよ  
う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

第一条 この法律は、我が国における急速な少子  
化の進行及び地域の若者の著しい減少により地  
域の活力が低下していることに鑑み、地域にお  
ける大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十  
六号)第一条に規定する大学をいう。以下同  
じ)の振興及び若者の雇用機会の創出のための

第四条 内閣総理大臣は、地域における若者の修  
学及び就業を促進するため、地域における大学  
の振興、これをを通じた地域における中核的な產  
業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を  
有する人材の育成並びに地域における事業者に

よる若者の雇用機会の創出(以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。)に関する基本指針(以下この条及び次条において「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項

二 地域における大学振興・若者雇用創出のためには政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 地域における大学振興・若者雇用創出のために地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出に係る地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する計画の同条第六項の認定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域における大学振興・若者雇用創出の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとする。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

6 第二項及び第四項の規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

(計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・ひと・しごと創生総合戦略に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十一条第一項に規定す

る市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同条第二項第三号に掲げる事項のほか、特定事業(第四項において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。)であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業(以下この条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。)に

下この条及び第十条第一項において「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。)に

関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 計画の区域

二 計画の目標

三 地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 若者にとって魅力があり、地域の中核的な産業の振興に資する教育研究の活性化を図るために、大学が行う取組に関する事項

ロ 地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために、大学及び事業者が協力して行う取組に関する事項

ハ 地域における事業活動の活性化その他の事業者が行う若者の雇用機会の創出に資する取組に関する事項

四 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する地方公共団体、大学、事業者その他の関係者相互間の連携及び協力に関する事項

五 計画期間

六 その他内閣府令で定める事項

3 前項第一号の区域は、大学の学部(短期大学及び附則第三条において同じ。)の学生が既に相当程度集中している地域であつて他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域

として政令で定める地域(第十三条及び附則第

三条において「特定地域」という。)外に定めなければならない。

よう努めなければならない。

(認定を受けた計画の変更)

第六条 地方公共団体は、前条第六項の認定を受けた計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の認定を受けなければならぬ。

3 条には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

3 条には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 前条第五項から第九項までの規定は、前項の認定を受けなければならぬ。

3 条には、第二項各号に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画(以下「計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

(議)

第十一条 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議(以下この条において「会議」といいう。)を組織することができる。

2 前項の規定により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、同項に規定する者のほか、会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 第十五条第四項に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる高等専門学校又は専門学校

2 その他の当該地方公共団体が必要と認める者は、会議において協議が調つた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前三項に定めるもののほか、会議の運営に際して必要な事項は、規約で定めるものとする。

(交付金の交付)

第十二条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(関連する施策との連携)

第十二条 国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(特定地域内学部収容定員の抑制等)

第十三条 太学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における太学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への太学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員(特定地域内に校舎が所在する太学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)を増加させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

1 特定地域内に設置している学部等(太学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下この号において同じ。)の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等の移転定員(特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等(太学の学部若しくは高等専門学校の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下この号において同じ。)の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下この号及び次号において同じ。)を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く太学、高等専門学校又は専修学校の設置者(同号において「太学等の設置者」といいう。)が当該減少させる特定地域内学部等収容定員を増加させる場合

2 前号に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

少させる特定地域内学部等収容定員の数を慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

三 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれがないものとして政令で定める場合

(勧告及び命令)

第十四条 文部科学大臣は、大学(学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る。以下この項において同じ。)の設置者又は大学を設置しようとする者(以下この条において「公私立大学設置者等」という。)が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に對し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかつたときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ぜることができる。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に對し、報告又は資料の提出を求めることができるとする。

(失効)

第二条 第十三条及び第十四条の規定は、平成四十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるとときは、適用しない。

一 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事項について、学校教育法第四条第一項の規定による文部科学大臣の認可(次号において「認可」という。)を受けた場合

二 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十一条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第八条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一

その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十六条 国は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。





条の二十四第四項第六号に改め、同条第五項中「第十七条の十四第四項第七号」を「第十七条の二  
十四第四項第七号」に改め、同条を第十七条の三  
十三とする。

第十七条の二十二第一項中「第十七条の十四第四項第二号」を「第十七条の二十四第四項第二号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村の長」に改め、同条を第十七条の三十二とする。

第十七条の二十一を第十七条の三十一とし、第十七条の二十を第十七条の三十とし、第十七条の十九を第十七条の二十九とする。

第十七条の十八第一項中「第十七条の十四第五項」を「第十七条の二十四第五項」に改め、同条第三項及び第四項中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第五項中「第十七条の十四第五项」を「第十七条の二十四第五项」に改め、同条を第十七条の二十八とする。

第十七条の十七を第十七条の二十七とし、第十七条の十六を第十七条の二十六とする。

第十七条の十四第四項第一号中「第十七条の十八第一項」を「第十七条の二十八第一項」に改め、同項第三号中「第十七条の二十三第一項」を「第七条の三十三第三項」に改め、同項第四号中「第七条の二十三第二項」を「第十七条の三十三第二項」に改め、

項】に改め、同項第五号中【第十七条の二十三第三項】を【第十七条の三十三第三項】に改め、同項第六号中【第十七条の二十三第四項】を【第十七条の三十三第四項】に改め、同項第八号中【第十七条の二十四】を【第十七条の三十四】に改め、同条第六項中【第十七条の二十二第一項】を【第十七条の三

十三第一項】に改め、同条第十項中「第十七条の二  
十三第二項】を「第十七条の三十三第二項】に改め、  
同条第十一項中「第十七条の二十三第三項】を「第

第十七条の三十三第三項に改め、同条第十四項中「第十七条の二十三第四項」を「第十七条の三十三第四項」に改め、同条第十五項中「第十七条の二十

三第五項」を「第十七条の三十三第五項」に改め、同条第十六項中「第十七条の二十四」を「第十七条の三十四」に改め、同条を第十七条の二十四とする。

第五章第九節を同章第十一節とする。

第十七条の十三第一項中「第五条第四項第七号」

を「第五条第四項第九号」は「第十七条の七第十項」を「第十七条の十七第十項」に改め、第五章第

八節中同条を第十七条の二十三とする。

第十七条の十二中「第十七条の七第一項」を「第

十七条の十七第一項に改め、第五章第七節中同条を第十七条の一十一とする。

第十七条の十一中「第十七条の七第一項」を「第十七条の十七第一項」に改め、同条を第十七条の

二十一とする。

第十七条の十第一項中「第十七条の七第一項」を  
「第十七条の十七第一項」に改め、同条を第十七条

の二十九種ある。

第十七条の十九を第十七条の十八とし  
の八を第十七条の十八とする。

第十七条の七第一項中「認定地方公共団体である市町村（以下「認定市町村」という。）」を「認定市

町村」に改め、同条第二項中「市町村長」を「その

三十六第二項に改め、同条第三項第三号中「第十  
長」に「第十七条の二十六第一項」を第十七条の

七条の九」を「第十七条の十九」に改め、同条第四項第二号中「建築基準法（昭和二十五年法律第二

（第二号）（建築基準法昭和二十五年法律第二百一号）第一条第一号に規定する建築物をいう。

以下同じ。」を削り、同条第七項中「第十七条の十二に」を「第十七条の二十二に」に、「第十七条の十

二第一項】を【第十七条の二十二第一項】に、「第十

七条の十二第一項】を第十七条の【十二第一項】に改め、同条を第十七条の十七とする。

第五章中第七節を第九節とし、第六節の次に次の二節を加える。

## 第七節 地域來訪者等利便增進活動計畫

## (地域来訪者等利便増進活動計画の認定等) の作成等

第一部 内閣委員会会議録第十二号 平成三十年五月十七日

要旨を当該認定市町村の議会に提出しなければならない。

11 認定市町村は、第四項に規定する事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画について、第八項の認定をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者(都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者をいう。第十七条の十において同じ。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

12 認定市町村の長は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 第八項の認定を受けた地域来訪者等利便増進活動実施団体(以下「認定地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。)は、当該認定を受けた地域来訪者等利便増進活動計画(以下「認定地域来訪者等利便増進活動計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、認定市町村の長の認定を受けなければならない。

14 第三項及び第五項から第十二項までの規定は、前項の認定について準用する。

#### (負担金の徴収)

第十七条の八 認定市町村は、認定地域来訪者等利便増進活動計画(前条第十三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に基づき認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けと見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収することができる。

2 前項の場合において、その受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定める。

3 第一項の負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない受益事業者があるときは、認定市町村は、督促状によつて納付すべき期限を指定

して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、認定市町村は、条例で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 督促を受けた受益事業者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合に例により、負担金及び前項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先立つものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを使用することができる時から五年間行使しない。

8 負担金及び延滞金の収納の事務については、いときは、時効により消滅する。

9 収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与するど認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

#### (交付金の交付等)

第十七条の九 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、認定

10 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

11 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

12 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

13 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

14 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

15 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

16 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

17 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

18 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

19 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

20 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

21 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

22 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

23 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

24 認定市町村は、負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、認定

地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該認定地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都巿公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合には、公園管理者は同法第七条の規定にかかるらず、当該占用が第十七条の七第四項の施設又は物件の外観及び構造、占用に関する工事その他事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

(受益事業者の請求による認定の取消し)  
第十七条の十一 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の三分の一を超えて、又はその負担する負担金の合計額が総受益事業者の負担する負担金の総額(次条第二項において「負担金総額」という。)の三分の一を超える受益事業者の同意を得て、第十七条の七第八項の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。

第十七条の十二 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体は、遅滞なく、第十七条の九第一項の規定により交付された交付金について精算しなければならない。

2 前項の規定により認定を取り消された地域来訪者等利便増進活動実施団体は、遅滞なく、第十七条の九第一項の規定により交付された交付金について精算しなければならない。

3 認定市町村の長は、第一項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、その旨を公表しなければならない。

5 前項の規定により認定を取り消したときは、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

6 商店街活性化促進事業計画の作成等

7 商店街活性化促進事業計画の作成等

8 商店街活性化促進事業計画の作成等

9 商店街活性化促進事業計画の作成等

10 商店街活性化促進事業計画の作成等

11 商店街活性化促進事業計画の作成等

12 商店街活性化促進事業計画の作成等

13 商店街活性化促進事業計画の作成等

14 商店街活性化促進事業計画の作成等

15 商店街活性化促進事業計画の作成等

16 商店街活性化促進事業計画の作成等

17 商店街活性化促進事業計画の作成等

18 商店街活性化促進事業計画の作成等

19 商店街活性化促進事業計画の作成等

20 商店街活性化促進事業計画の作成等

これに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反する疑いがあることを理由として当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対する報告の徴収を請求したときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、その活動又は会計の状況について報告を求めなければならない。

3 認定市町村の長は、前二項の規定により報告を求めた場合において、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体の活動又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は認定地域来訪者等利便増進活動計画に違反していると認めるときは、当該認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が前項の規定による命令に従わないときは、第十七条の七第八項の認定を取り消すことができる。

5 前項第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

6 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体に對し、その旨を公表しなければならない。

7 商店街活性化促進事業計画の作成等

8 商店街活性化促進事業計画の作成等

9 商店街活性化促進事業計画の作成等

10 商店街活性化促進事業計画の作成等

11 商店街活性化促進事業計画の作成等

12 商店街活性化促進事業計画の作成等

13 商店街活性化促進事業計画の作成等

14 商店街活性化促進事業計画の作成等

15 商店街活性化促進事業計画の作成等

16 商店街活性化促進事業計画の作成等

17 商店街活性化促進事業計画の作成等

18 商店街活性化促進事業計画の作成等

19 商店街活性化促進事業計画の作成等

20 商店街活性化促進事業計画の作成等

## 事項

適合事業の実施に必要な情報の提供

当該区域内の建築物(建築基準法昭和二

十五年法律第二百一号)第二条第一号に規

定する建築物をいう。以下同じ。)又は土地

であつて事業の用、住宅の用その他の用途

に供されていないものに関する所有権又は

賃借権その他の使用及び収益を目的とする

権利の取得についてのあつせん

ハ 新商品の開発又は販売、新たな役務の開

発又は提供その他の需要の拡大のために要

する費用の補助

三 前二号に掲げるもののほか、商店街活性化

促進事業の実施のために必要な事項

3 商店街活性化促進事業計画は、都市計画、都

市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関

する基本的な方針及び中心市街地活性化基本計

画との調和が保たれたものでなければならな

い。

4 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係事業者の意見を聞くとともに、公聴会の開催その他他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、商店街活性化促進事業計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(商店街の活性化に関する認定市町村の援助等) 第十七条の十四 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画に即し、当該商店街活性化促進区域において適合事業を行い、又は行おうとする者及び当該商店街活性化促進区域内の建築物又は土地に関する所有権又は賃借権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、商店街の活性化のために必要な情報の提

供、指導、助言その他の援助を行うものとす

る。

2 認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であつて事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの(以下この条において「特定建築物等」という。)について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるとときは、当該特定建築物等の所有者等に対する費用の補助

3 前二号に掲げるもののほか、商店街活性化

促進事業計画は、都市計画、都

市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関

する基本的な方針及び中心市街地活性化基本計

画との調和が保たれたものでなければならな

い。

4 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係事業者の意見を聞くとともに、公聴会の開催その他他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 認定市町村は、商店街活性化促進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第三項から前項までの規定は、商店街活性化促進事業計画の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

該勧告について利害関係を有する者であつて認定市町村の長が必要と認めるもの

(商店街振興組合法の特例)

第十七条の十五 第十七条の十三第五項の規定により公表された商店街活性化促進事業計画に記載された商店街活性化促進区域における商店街振興組合の地区についての商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第六条第一項の規定の適用については、同項中「三十人」とあるのは、「二十人」とする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十七条の十六 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(次項及び第三項において単に普通保険)といふ。(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において単に「無担保

保険」といふ。)又は同法第三条第一項に規定する債務の保証であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。)を受けて了承された中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同定する無担保保険の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の十六 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(次項及び第三項において単に普通保険)といふ。(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(第三項において単に「無担保

保険」といふ。)又は同法第三条第一項に規定する債務の保証であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。)を受けて了承された中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同定する無担保保険の下欄に掲げる字句とする。

## 第三条第一項 保険額の合計額が

当該債務者	当該債務者の合計額が
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	当該借入金の額のうち
第三条の二第一項及び第三条の三第二項	当該債務者の合計額が

地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証(以下「商店街活性化促進事業関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

商店街活性化促進事業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ

商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち

商店街活性化促進事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者の

保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネ

ルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開

保険」という。)又は同法第三条の二第一項に規定する特別小口保険(第三項において単に「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、商店街活性化促進事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者(同法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。)が当該事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。次項及び第三項において同じ。)を受けて了承された中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同定する無担保保険の下欄に掲げる字句とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保証に係るものについての保険料の額は、中小企

業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保

金額に年百分の一以内において政令で定める率を兼じて得た額とする。

第十九条第一項中「(平成十年法律第七号)」を削る。

第三十八条中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第一号及び第三号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第四十条第一号中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十八第一項」に改め、同条第二号、第三号及び第四号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第二項」に改める。

第三十九条第一号中「第十七条の十八第二項」を「第十七条の二十八第二項」に改め、同条第一号及び第三号中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

第三十八条中「第十七条の十八第三項」を「第十七条の二十八第三項」に改める。

等特定業務施設整備計画及びこれに従つて実施される新法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業とみなす。

第三条 この法律の施行の日前に旧法第十六条の確認を受けた株式会社により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行後五年以内に、

認定地域再生計画(新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他この新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第五条 政府は、この法律の施行後五年以内に、

認定地域再生計画(新法第七条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。)に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他この新法の施

行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(都市再生特別措置法の一部改正)

第六条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第

二十二号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の二十二第二項」に改め、同条第二

項中「第十七条の七第七項」を「第十七条の十七第七項」に改める。

(地域再生法の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 地域再生法の一部を改正する法律(平成

二十七年法律第四十九号)の一部を次のように改

正する。

附則第二条中「この法律による改正後の」及び

「(次条において「新法」という。)」を削り、「第十

七条の七第七項」を「第十七条の十七第七項」に改める。

附則第三条中「新法」を「(この法律による改

正後の地域再生法(以下この条において「新法」という。)」に改める。

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の二第一

三項の認定(同条第四項の変更の認定を含む。)を受けている同条第一項に規定する地方活力向

上地域特定業務施設整備計画及びこれに従つて

実施されている旧法第五条第四項第五号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業は、それぞれ新法第十七条の二第三項の認定を受けた同条第一項に規定する地方活力向上地域